

私立大学図書館協会西地区部会
役員校・当番校の選出基準についての申合せ

2009年9月17日 制定

(総則)

1. 本申合せは、私立大学図書館協会西地区部会（以下「西地区部会」という）の各地区協議会（以下「各地区」という）に所属する加盟館が私立大学図書館協会の役員校・当番校の受け持ちを輪番制で選出する基準である。
西地区部会各地区に所属する加盟館が当該役員校・当番校を受け持つ場合は、各地区の基準を尊重して、本申合せが各地区の選出基準を妨げないこととする。

(対象)

2. 役員校・当番校の対象は、私立大学図書館協会会長校（以下「会長校」という）、西地区部会長校（以下「部会長校」という）、西地区部会監事校（以下「監事校」という）、私立大学図書館協会総会・研究大会当番校（以下「総会・研究大会当番校」という）、西地区部会総会当番校（以下「総会当番校」という）、西地区部会研究会当番校（以下「研究会当番校」という）とする。
輪番を受け持つ地区については、1989～2016年の実績や順序を尊重しつつ、同年度に同地区からの当番校選出の重複を可能な限り避ける。

(会長校)

3. 会長校は、収容定員（注1）が8,001人以上（注2）の大学が所属する西地区部会の各地区の校数比率を目安にした輪番制とする。

(部会長校)

4. 部会長校は、2016年までの輪番制を継承する。
（注3）部会長校輪番（2017年度以降の輪番：阪神→京都→中国・四国→東海→九州）
ただし、会長校の輪番と部会長校の輪番が同地区に重複する場合は、会長校の選出を優先し、部会長校の選出を他地区と調整する。

(監事校)

5. 監事校は、前部会長校とする。
ただし、前会長校が西地区から選出された場合は、前会長校とする。

(総会・研究大会当番校)

6. 総会・研究大会当番校は、収容定員が6,001人以上の大学が所属する西地区部会の各地区の校数比率を目安にした輪番制とする。

(総会当番校、研究会当番校)

7. 総会当番校、研究会当番校は、2016年度までの輪番制を継承する。
（注3）総会当番校（2017年度以降の輪番：京都→東海→阪神→九州→中国・四国）
研究会当番校（2017年度以降の輪番：九州→中国・四国→京都→東海→阪神）

(施行と見直し)

8. この申合せの施行は別紙輪番表のとおり2017年度から2044年度の輪番とする。
ただし、長期に渡るため、10年毎を目処に状況に応じて申合せの見直しが必要であるか等を西地区部会役員会において検討する。

(改廃)

9. この申合せの改廃は、西地区部会役員会において決定する。

注1. 収容定員は、『平成20年度全国大学一覧』東京：財団法人文教協会、2008年」による平成20年5月1日現在の収録状況の入学定員に基づいて算出した。

注2. 私立大学図書館協会会費細則（平成8年度施行）

注3. 「役員校、委員会委員等選出方法（西地区部会を中心に）」（2006年4月1日修正）